～法人マーケット開拓に役立つ～　税理士業　40

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ
http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役　松本　一成

◆株式会社A.I.P
平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に２法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。
【本原稿は同社スタッフ共著、代表執筆者 株式会社A.I.P 仙台支店 支店長 加藤啓昭】

税理士業のリスクマネジメント

◇税理士業の特徴

日本税理士会連合会の資料によると平成２４年１２月末現在の税理士数は７万３４７１人（登録者数）であり、ここ数年、増加率は鈍化しており５年前と比較しても６％程度の増加に留まっております。

しかし長引く景気低迷から日本企業の９８％を占める中小企業の倒産増加でマーケットは縮小し、税理士数は鈍化しているものの絶対数が過剰気味であり競争は激化しております。また総務省統計局「経済センサス基礎調査」によると平成２１年７月現在の税理士事務所の事業所数は２万９０９８所となっており、その内４人以下の事業所数が１万８３７１所で全体の６３％を占めております。

今後、企業活動の高度化、複雑化、グローバル化の加速で、顧客からは経営改善や戦略立案、国際税務等のアドバイスを求められる傾向が強まり、これらの依頼にも対応できる態勢づくりが急務となるでしょう。その根拠・背景として平成１４年４月に税理士法人（２名以上の税理士を社員として設立される特別法人）が認められてから税理士法人は増え続けており、平成２３年の税理士法人数は２２５５法人で前年比１０％増と２年連続の２桁増加で推移しております。

また大手企業の監査業務を主業とする公認会計士の中小企業マーケットへの参入や低価格路線を打ち出す新規参入者により競争が激化しております。

◇リスクマップの例

Ⅰ ①価格競争
②サービス競争による収益悪化
Ⅱ ③自動車事故による第三者賠償
④税務訴訟
⑤代表税理士の経営離脱
⑥情報漏洩事故
⑦自然災害及び天災による事務所損害
⑧システムダウン／データ損傷
⑨重大な労働災害（事故・天災等）
Ⅲ ⑩顧問先の廃業及び倒産
⑪社員の高齢化
⑫売上債権の回収遅延
⑬顧問先の流出及び減少
⑭品質低下（経営支援能力低下）
⑮人材確保難

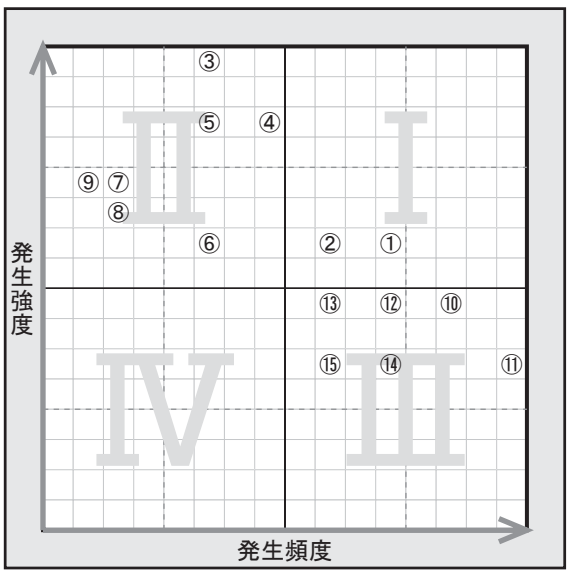

◇税理士業の特徴的リスク

公認会計士の中小企業マーケット参入、新規参入組（低価格）やネットでの料金公表等により①価格競争が激化し、②サービス競争による収益悪化も大きなリスクとなり得ます。顧問料引下げの相談や社員の高齢化が進む中、労務費の増加や生産性の低下は収益圧迫要因となります。

また業務中及び通勤途上での③自動車事故による第三者賠償にも注意が必要です。④税務訴訟については、税制改正の理解不十分や不適切な税務処理による損害賠償請求も増加しております。

事故や病気等による⑤代表税理士の経営離脱は即廃業に陥る可能性があり、様々な利害関係者に対しても大きなリスクを与えることになります。更に業務的なリスクとして⑥情報漏洩事故や⑦自然災害及び天災による事務所損害やそれに伴う休業損失、⑧システムダウンやデータ損害、⑨重大な労災事故等の認識も必要となり、これらのリスクも経営に与えるインパクトが大きいものとなります。高齢化や長引く景気低迷を理由とした⑩顧問先の廃業及び倒産、⑪社員の高齢化等は時間経過とともに顕在化し、また顧問先の経営不振による⑫売上債権（顧問料）の回収遅延や⑬顧問先の流出及び減少も考えられます。競争が激しくなる税理士業において⑭品質低下（経営支援能力低下）や⑮人材確保難等への対応遅れも注意が必要となります。

◇税理士業の具体的リスク対策

税理士の主な顧問先である中小零細企業は過去１５年間で５０万社以上減っています。また難関の公認会計士試験に合格した者が、リーマンショック以降監査法人への就職が困難となり、税理士として開業する／組織力・コンサルティング能力の高い税理士法人に就職する、というケースもあります。

今後は価格破壊や過当競争になる可能性が高いため、高品質で最先端の税理士業務（相談・代理・申告）に加え、より一層の経営支援能力の向上や付加価値の高い業務内容への変革が大きな対策のひとつになります。

顧問先からの相談内容として挙げられるのが、経営計画立案の支援や財務改善、または事業承継対策や後継者育成、Ｍ＆Ａ、相続対策等があります。財務内容や経営実態をよく理解している税理士が経営者の一番の相談相手であり、経営参謀的な支援が益々要求されることになります。

事故や災害、病気による代表税理士の経営離脱等の緊急時への備えとして、同業者との交流や計画的な人材育成、税理士法人化も対策として考えられます。また情報漏洩対策としてセキュリティ対策の強化やプライバシーマークの取得、火災や落雷による停電等の自然災害等に備えたデータの定期的なバックアップ等により、リスク対策も含めて業務品質の向上や他者との差別化を図っていくことも重要になります。

◇税理士業における保険活用

社有車／自家用車を高頻度で使用する実態から③自動車事故による第三者賠償への備えは必要不可欠となります。使用者責任を問われる場合がありますので、保険付保の確認は定期的に行う必要があります。

④税務訴訟のリスクに対しては、税理士（税理士法人）の過失で過大申告や過大納付による財産上の損害を、納税者（依頼者）に与えた場合の損害賠償請求に備え、税理士（職業）賠償責任保険への加入があります。また⑤代表税理士の経営離脱の原因として、病気やけが、後遺障害や死亡ということもあり得ます。

事業存続のための財務的な備えとして、法人契約（法人受取）の生命保険や傷害保険、医療保険等が考えられます。また税理士個人で加入する長期所得補償保険も検討に値します。

⑥情報漏洩事故については、業務性質として機密情報及び個人情報等を多く含みますので、セキュリティ対策やバックアップ対策とともに情報漏洩保険の手配も必要です。

⑦自然災害及び天災による事務所損害については、建物及び高額な設備什器等への火災保険（地震補償特約）の他に、事業中断時の収益損失に対応する休業保険等も考えられます。

⑨重大な労働災害（事故・天災等）への備えとして使用者賠償責任保険や傷害保険／労働災害総合保険があり、長時間労働等が重大な労災事故の原因となり得ます。

知ってトクする　−713−

税務情報

税率軽減などで世代間の資産移転促す

平成25年度税制改正大綱・贈与税の改正項目

平成25年度税制改正大綱には相続税・贈与税で大きな改正が盛り込まれている。今回は教育資金の一括贈与非課税制度の創設が目玉となっている贈与税の主な改正項目について紹介する。

残額があれば課税
手数料も考慮必要

前回触れたとおり、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの時限措置として、子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が新設される。これは、高齢者層の保有する豊富な資産を子育て世代に移転させることを促し、子どもの教育資金を早期に確保するとともに、人材育成や経済活性化に資することを目的としている。

具体的には、祖父母等（贈与者）は、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1500万円を非課税とする。ただし、学校等以外には支払われるものについては、500万円を限度とする（塾などを想定していると考えられる）。

教育資金の使途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。孫等が30歳に達する日に口座は終了することとなる。孫等が30歳になった時点で残額がある場合には、その時点で贈与があったものとして贈与税の対象となるので注意が必要だ。

また、そもそも孫が小中高、大学入学時にその都度入学金などを贈与する場合は、現行制度でも課税されない。今回の改正案は、現行では課税される一括贈与を非課税とするものである。さらに、金融機関は長年にわたり書類のチェックと保管、調書の提出などを行うため、当然のことながら手数料が発生する。例えば信託で手数料が年1%の場合、1500万円なら年15万円、10年で150万円、20年で300万円になる。この点も十分考慮しなければならない。

なお、入学金、授業料、塾、習い事など「教育費」の具体的範囲は、今後、文部科学大臣が財務大臣と協議の上、決定することとなっている。

20歳以上の孫等への贈与は税率等を緩和

次に贈与税の税率構造が上表のように見直しされ、子や孫が受贈者となる場合は贈与税が若干低くなる。この改正は、平成27年1月1日以後の贈与から適用となる。

また、相続時精算課税制度の適用範囲も拡大する。この制度は、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行うもの。65歳以上の親から20歳以上の子どもへの贈与が対象だが、今回の改正では贈与者の年齢要件を60歳以上に引き下げるとともに、受贈者の範囲に20歳以上の孫を加える。

なお、孫の場合は原則として相続税の精算時（申告時）に2割加算の対象となるので注意が必要だ。

〔贈与税の速算表〕

基礎控除後の課税価格	現行		改正案			
			直系尊属から20歳以上へ※		左記以外の場合	
	税率	控除額	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円			20%	25万円
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円	40%	125万円
1,500万円以下	50%	225万円	40%	190万円	45%	175万円
3,000万円以下			45%	265万円	50%	250万円
4,500万円以下			50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超			55%	640万円		

※20歳以上の者が直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母など）から贈与を受けた場合